

神戸市歯科医師会「診療所歯科健診」について

- 実施期間 通年
- 対 象 被保険者、被扶養者（1回/年度）
- 健診料金 無料
- 健診項目

※年齢は、受診年度の満年齢

健診項目		内容
口腔診査		歯及び歯列、咬合、歯周組織、口腔軟組織の審査
口腔衛生指導		むし歯、歯周病疾患の予防法、ブラッシング指導、食事・生活指導
オプション (歯科医師が 必要と認めた 場合のみ)	歯冠クリーニング	対象部位：下顎前歯部 対象年齢：原則、16歳以上※
	フッ素塗布	対象部位：全顎 対象年齢：原則、15歳以下※
	歯ブラシ	—

●歯科健診の受診方法

- ①歯科健診は、神戸市歯科医師会指定の診療所で受診してください。受診される際は、必ず事前に「デンソー健保の歯科健診」と予約をして受診してください。
指定の診療所については、神戸市歯科医師会ホームページ（<https://www.kobe418.jp/>）でご確認ください。
- ②受診当日は、マイナ保険証または資格確認書と歯科健診票をご持参ください。歯科健診票は、事前に、下記保管場所から入手してください。
- ③健診終了後、健診結果として歯科健診票をお渡しします。
- ④治療が必要な場合は、健診当日に治療可能です。ただし、保険診療の自己負担が発生します。治療前に、歯科医師から説明を受けてください。

〈歯科健診票保管場所〉 (株)デンソーテン 健康推進室

デンソー健康保険組合（下記問い合わせ先へご連絡ください）

☆初めて歯科健診を受診する際は、本用紙をご持参いただくことを、お勧めいたします。

【問い合わせ先】デンソー健康保険組合：外線 TEL0566-25-9623

Email: kenpo_jigyoku@jp.denso.com

■神戸市歯科医師会会員の健診歯科医療機関 各位

- 『請求書』は神戸市歯科医師会様よりお受け取りください。
- 歯ブラシはオプションですが、歯みがき指導時にご使用いただき、ご請求ください。
- 健診終了後、受診者に『歯科健診票4枚目』をお渡しください。
- 歯科健診票 1枚目・2枚目と請求書を、翌月5日までに神戸市歯科医師会事務局へご提出ください。
- 健診当日から治療に移行できます。治療する場合には、ご本人に治療すること、治療に伴う負担金が発生することを伝え、必ず了解を得てから治療開始してください。
- 健診当日から治療に移行した場合は、「初診料」の算定はできませんのでご注意ください。